

令和元年度
包括外部監査結果報告書
概要版

消費税等に関する財務事務の執行について

1.外部監査の概要

1

- 監査対象

消費税等に関する財務事務の執行

- 監査テーマ選定の理由

歳入歳出に占める消費税等の重要性が増す中で、正しく消費税計算が実施されているか、さらに歳出についてはそれが納税有利な計算となっているか、確認することは有意義

2.消費税の概要

2.1 消費税とは

2

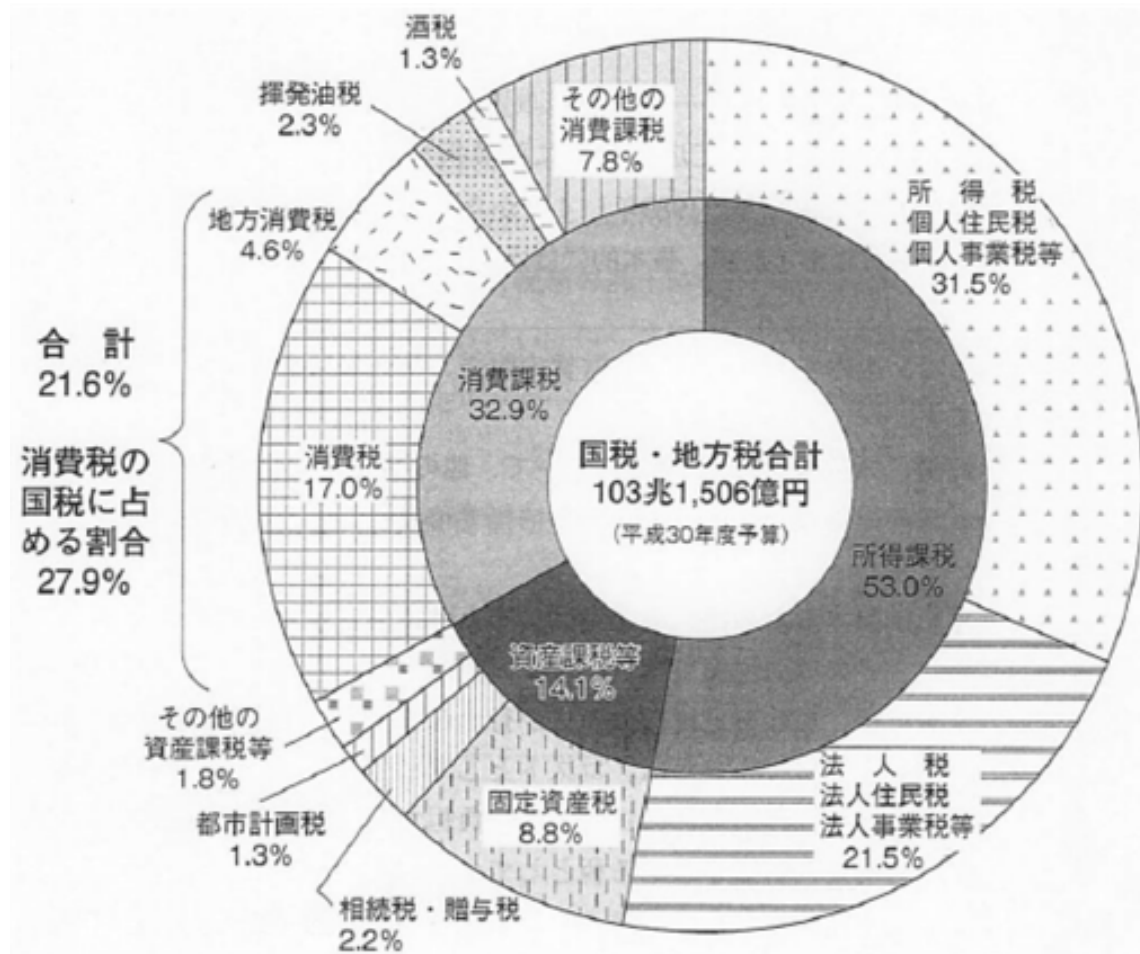


- 間接税
- 多段階課税
- 仕入税額控除

2.消費税の概要

2.1 消費税とは

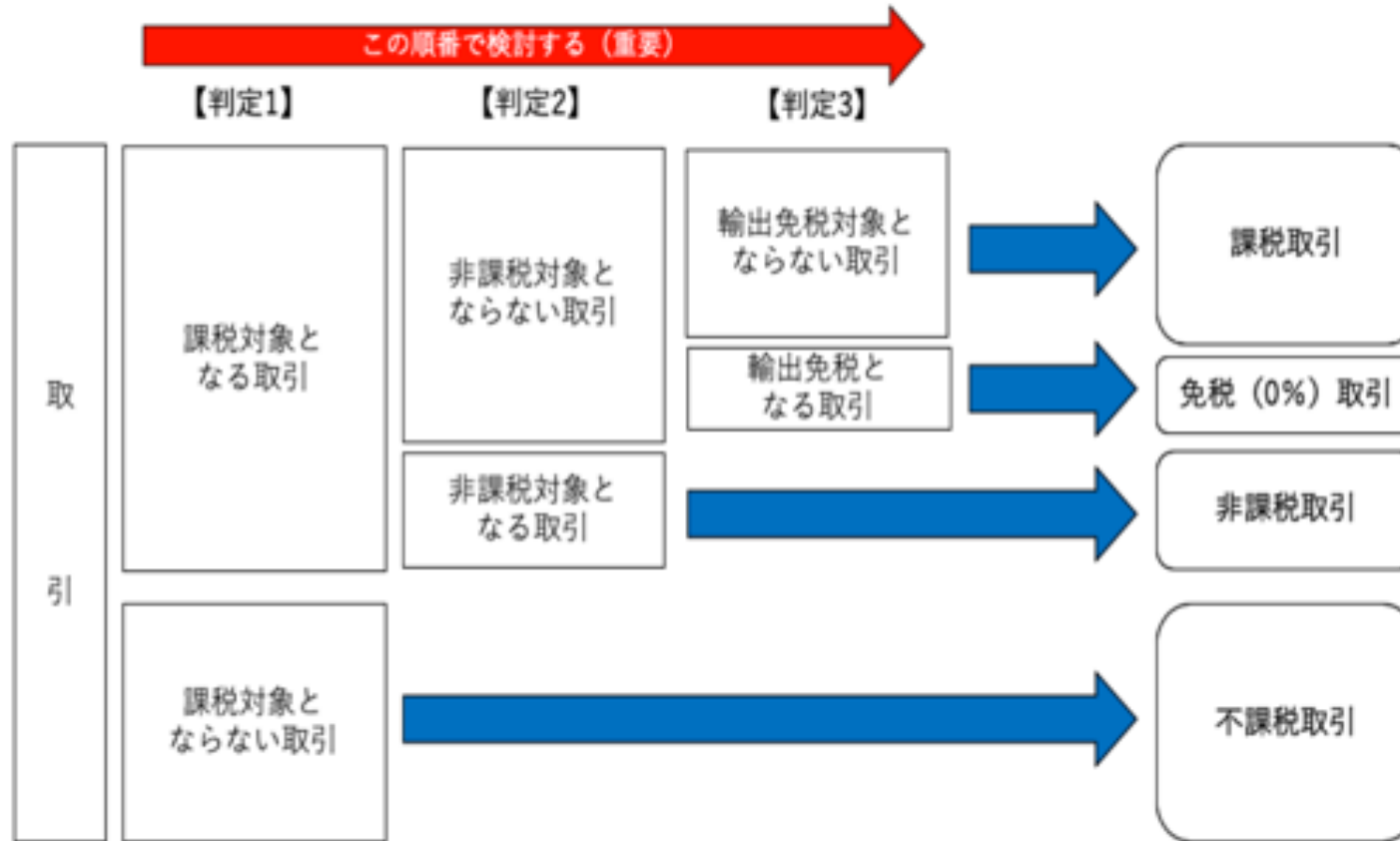
3



- 所得税等 (31.5%)
- 消費税等 (21.6%)
- 法人税等 (21.5%)

2.消費税の概要

2.2 課税対象



- 【判定1】 課税対象
- 【判定2】 非課税対象
- 【判定3】 輸出免税対象

2.消費税の概要

2.2 課税対象

5

【判定1】 課税対象

- 資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供
- 国内取引
- 事業者が事業として行う取引
- 対価を得て行う取引

以上の4要件を満たす取引が課税対象

2.消費税の概要

2.2 課税対象

6

【判定2】 非課税取引

- 消費に負担を求める税としての性格上、課税の対象としてなじまない

例：土地等の譲渡及び貸付け（契約期間1ヶ月未満を除く）
国等の手数料

- 社会政策的な配慮から、課税しないこととしているもの

※「限定列挙」

2.消費税の概要

2.2 課税対象

7

「不課税取引」、「非課税取引」、「免税（0%）取引」の区分

取引	性格	課税標準	基準期間における課税売上高	課税売上割合	
				分子	分母
不課税取引	そもそも消費税の課税の対象とならない取引				
非課税取引	社会政策的や消費税になじまないという理由から消費税を課さない取引				○
免税(0%)取引	外国で消費されるため、消費税を課さない取引		○	○	○

課税取引	消費税が課税される取引	○	○	○	○
------	-------------	---	---	---	---

○=含む

2.消費税の概要

2.3 納税事務者

8

- 地方公共団体及び公益法人等は、消費税の納税義務者
- 基準年度等の課税売上高等が1,000万円以下のため免税事業者
- 免税事業者が実施する取引が免税取引ではないことに留意

2.消費税の概要

2.4 仕入税額控除

9

課税仕入等に係る消費税額	原則課税適用者	その課税期間における課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上	全額控除	仕入税額控除
		その課税期間における課税売上高が5億円以上、又は、課税売上割合が95%未満	個別対応方式又は一括比例配分方式*2で計算	
	簡易課税適用者*1	課税標準額に対する消費税額にみなし仕入率を乗じて計算		

*1 簡易課税の適用は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、一定の届出書を提出することにより認められる。

また、簡易課税をやめようとする場合、選択後2年間は選択不適用届出書を提出することはできない。

*2 一括比例配分方式を適用した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、個別対応方式に変更できない。

2.消費税の概要

2.4 仕入税額控除

10

課税売上割合

課税売上割合 = (課税売上+輸出免税売上) / (課税売上+非課税売上+輸出免税売上)

留意事項

- 不課税取引（国外取引、配当金収入、保険金収入等）は、計算の際に分母、分子に含めない。
- 非課税売上のうち、有価証券等及び金銭債権の譲渡対価は、その5%相当額を分母に算入。
- 国税庁「消費税申告チェックシート〈国、地方公共団体及び公共法人用〉」を活用
- 「たまたま土地の譲渡があった場合」承認申請が可能

2.消費税の概要

2.4 仕入税額控除

11

簡易課税のみなし仕入率

種類区分	事業の種類区分	みなし仕入率
第1種	卸売業	90%
第2種	小売業	80%
第3種	製造業等*	70%
第4種	その他事業	60%
第5種	サービス業等 (飲食業を除く)	50%
第6種	不動産業	40%

* 製造業等には農業・林業・漁業も含むが、令和元年10月から農業・林業・漁業のうち飲食料品の譲渡を行う部分は、第2種(80%)となる。

2.消費税の概要

2.4 仕入税額控除

帳簿と請求書の保存

- 一定の帳簿及び請求書を保管（除簡易課税）
- 決算日翌日から2月経過した日から7年保管

2.消費税の概要

2.5 申告及び納税

13

消費税率

適用開始日	消費税	地方消費税	合計
平成元年4月1日	3%		3%
平成9年4月1日	4.0%	1.0%	5%
平成26年4月1日	6.3%	1.7%	8%
令和元年10月1日	7.8%	2.2%	10%
	6.24%	1.76%	8%

標準税率
軽減税率

- 令和元年9月までの8%と、軽減税率の8%は内訳が異なる。

2.消費税の概要

2.6 地方公共団体及び公益法人等の取扱い

14

区分	適用される特例			
	会計単位	資産の譲渡等の時期	仕入税額控除	申告期限
地方公共団体(一般会計)	○	○	*	申告義務なし
地方公共団体(特別会計、地方公営企業)	○	○	○	○
消費税法別表第三に掲げる法人(公益法人等)		△	○	△

○=特例あり

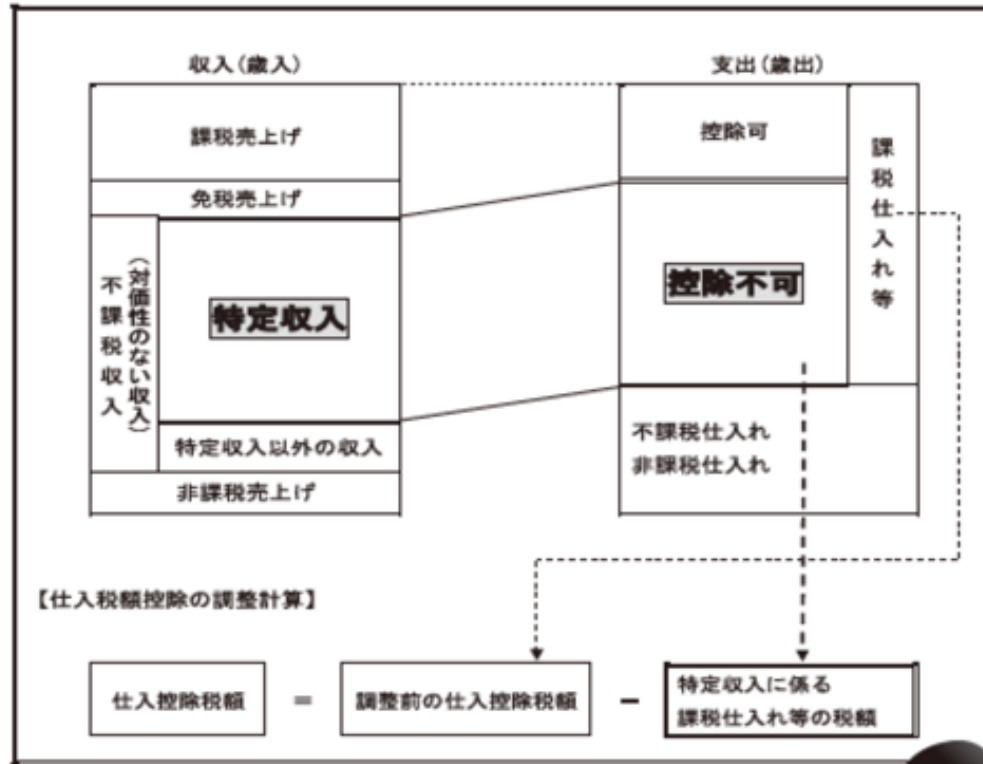
△=特例あり(要承認)

* 課税標準額に対する消費税額を仕入控除税額とみなす

2.消費税の概要

2.6 地方公共団体及び公益法人等の取扱い

15



仕入税額控除の特例

- 対価性のない収入を原資とする課税仕入れ等に係る税額を、仕入税額控除の対象から除外
- 特定収入割合が5%超の団体等が特例の対象



2.消費税の概要

2.6 地方公共団体及び公益法人等の取扱い

消費税法上、特定収入に該当しないこととされている収入

- 1 通常の借入金等
- 2 出資金
- 3 預金、貯金及び預り金
- 4 貸付回収金
- 5 返還金及び還付金
- 6* - イ法令又は交付要綱等において、次に掲げる支出以外の支出（特定支出）のためにのみ使用することとされている収入
 - (イ) 課税仕入れに係る支払対価の額に係る支出
 - (ロ) 特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る支出（特定課税仕入れに係る消費税額等に相当する額を含む。）
 - (ハ) 課税貨物の引取価額に係る支出
- 6* - ロ国又は地方公共団体が合理的な方法により資産の譲渡等の対価以外の収入の用途を明らかにした文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている収入
- 6* - ハ 公益社団法人等が作成した寄附金の募集に係る文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている一定の寄附金の収入

- 不課税支出にのみ使用される補助金等は、特定収入に含まれない。

2.消費税の概要

2.6 地方公共団体及び公益法人等の取扱い

特定収入（例示）

- ①租税
- ②補助金
- ③交付金
- ④寄付金
- ⑤出資に対する配当金
- ⑥保険金
- ⑦損害賠償金
- ⑧負担金
- ⑨他会計からの繰入金（地方公共団体に限る）
- ⑩会費等
- ⑪喜捨金
- ⑫特殊な借入金等

2.消費税の概要

18

2.6 地方公共団体及び公益法人等の取扱い

特定収入割合

特定収入割合 = 特定収入 ÷ (課税売上高 (税抜) + 免税売上高 + 非課税売上高 + 国外売上高 + 特定収入)

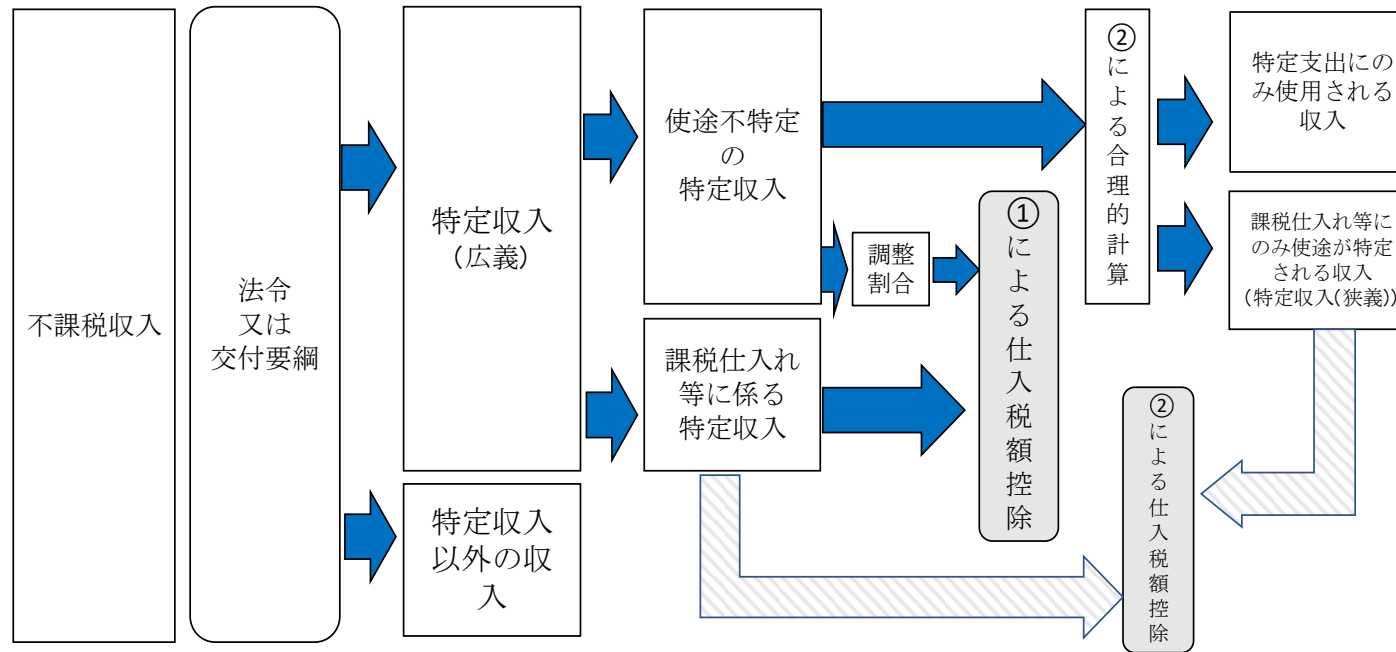
留意事項

- 国外売上高を分母に加える。
- 非課税売上のうち、有価証券等及び金銭債権の譲渡対価は、その5%相当額ではなく全額を分母に算入する。

2.消費税の概要

2.6 地方公共団体及び公益法人等の取扱い

19



①の仕入税額控除と②の仕入税額控除のうち、いずれか小さいほうを選択する。

2.消費税の概要

2.7消費税改正

20

- 軽減税率制度（令和元年**10**月から）
- e-Tax義務化（令和**2**年度の申告から）
- インボイス制度（令和**5**年**10**月から）

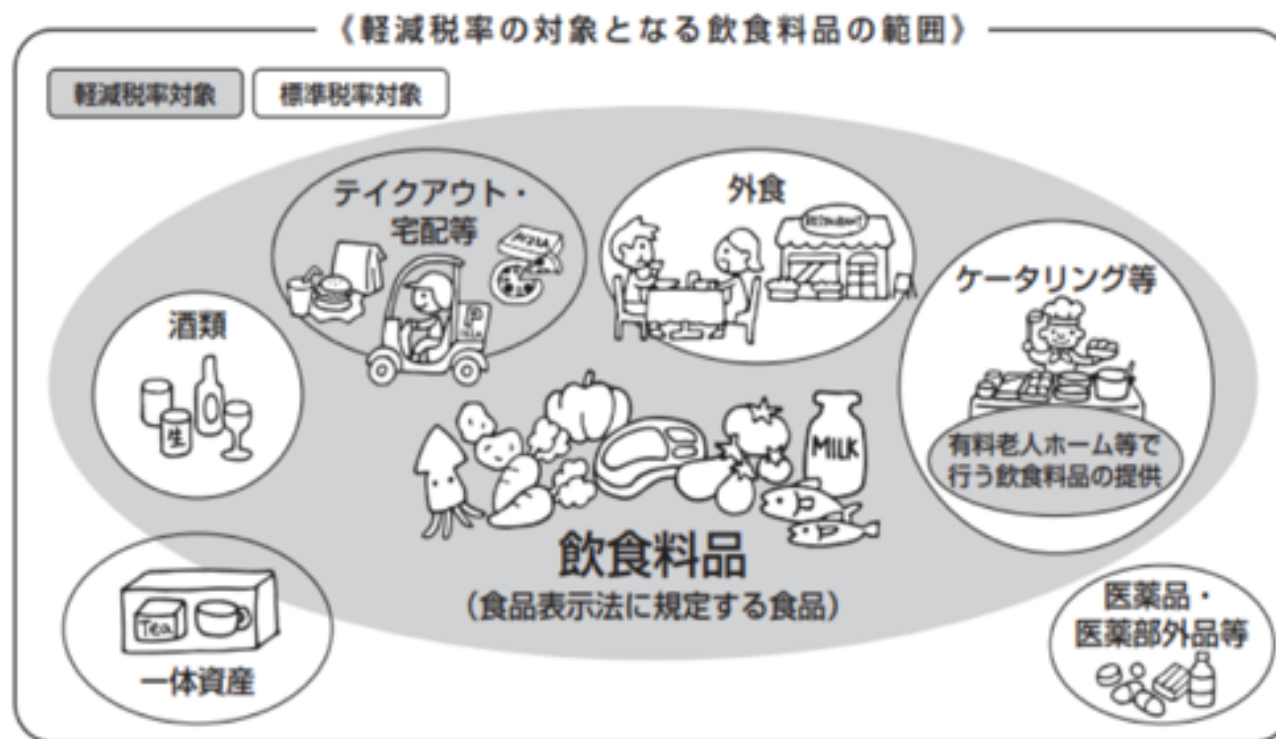
2.消費税の概要

2.7消費税改正

21

軽減税率制度（令和元年10月から）

- 酒類、外食を除く飲食料品
- 2回以上発行される新聞（定期購読契約）



2.消費税の概要

2.7消費税改正

e-Tax 義務化（令和2年度の申告から）

- 地方公共団体（公営企業も含む）
- 事業年度開始時において、資本金又は出資金が1億円を超える公益法人等の法人

が対象

2.消費税の概要

2.7消費税改正

インボイス制度（令和5年10月から）

- インボイスを発行するためには、インボイス発行業者として登録する必要（令和3年10月から受付）
- インボイス発行業者として登録するためには、「課税事業者」である必要
- インボイスの保存がないと、原則として仕入税額控除ができない（令和11年10月まで経過措置あり）

2.消費税の概要

2.7消費税改正

24

控除要件と免税事業者からの仕入れ（経過措置）

	2019年 平成31 (令和元年) 10月	2023年 (令和5年) 10月	2026年 (令和8年) 10月	2029年 (令和11年) 10月	
税率	8%	標準税率 10% (軽減税率 8%)			
控除要件	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式 (インボイス制度)		
免税事業者等からの仕入れ		全額控除	80%控除	50%控除	控除×

2.消費税の概要

2.7消費税改正

25

請求書の記載事項

請求書の様式			記載事項
3 適格請求書（日本型インボイス）	2 区分記載請求書	1 現行の請求書	発行者の氏名または名称
			取引年月日
			取引内容
			取引金額
			書類の交付を受ける者の氏名または名称
			①軽減税率対象品目である旨
			②税率区分ごとの合計請求額
			③登録番号
			④税率区分ごとの消費税額等

2.消費税の概要

2.7消費税改正

複数税率の影響



- 期中の資金繰りが厳しくなる
- 「免税事業者」に特に厳しい

2.消費税の概要

2.7消費税改正

27

軽減税率の対象（農業・漁業・畜産業）

区分	軽減税率
肉用牛、食用豚、食鳥等の生きた家畜	
家畜の枝肉	○
熱帯魚等の観賞用の魚	
食用の生きた魚	○
家畜の飼料やペットフード	
種粃	
食用の粃	○
果物の苗木等の栽培用として販売される植物及びその種子	
おやつや製菓の材料用等の種子	○
日本酒を製造するための原材料の米	○

*焼酎を製造するための原材料の芋も軽減税率の対象である。

2.消費税の概要

2.7消費税改正

インボイス制度の影響

- 「免税事業者」が取引関係維持のために「課税事業者」を選択
→納税、事務負担の増加
- 「免税事業者」のまま
→取引から排除される可能性

2.消費税の概要

2.7消費税改正

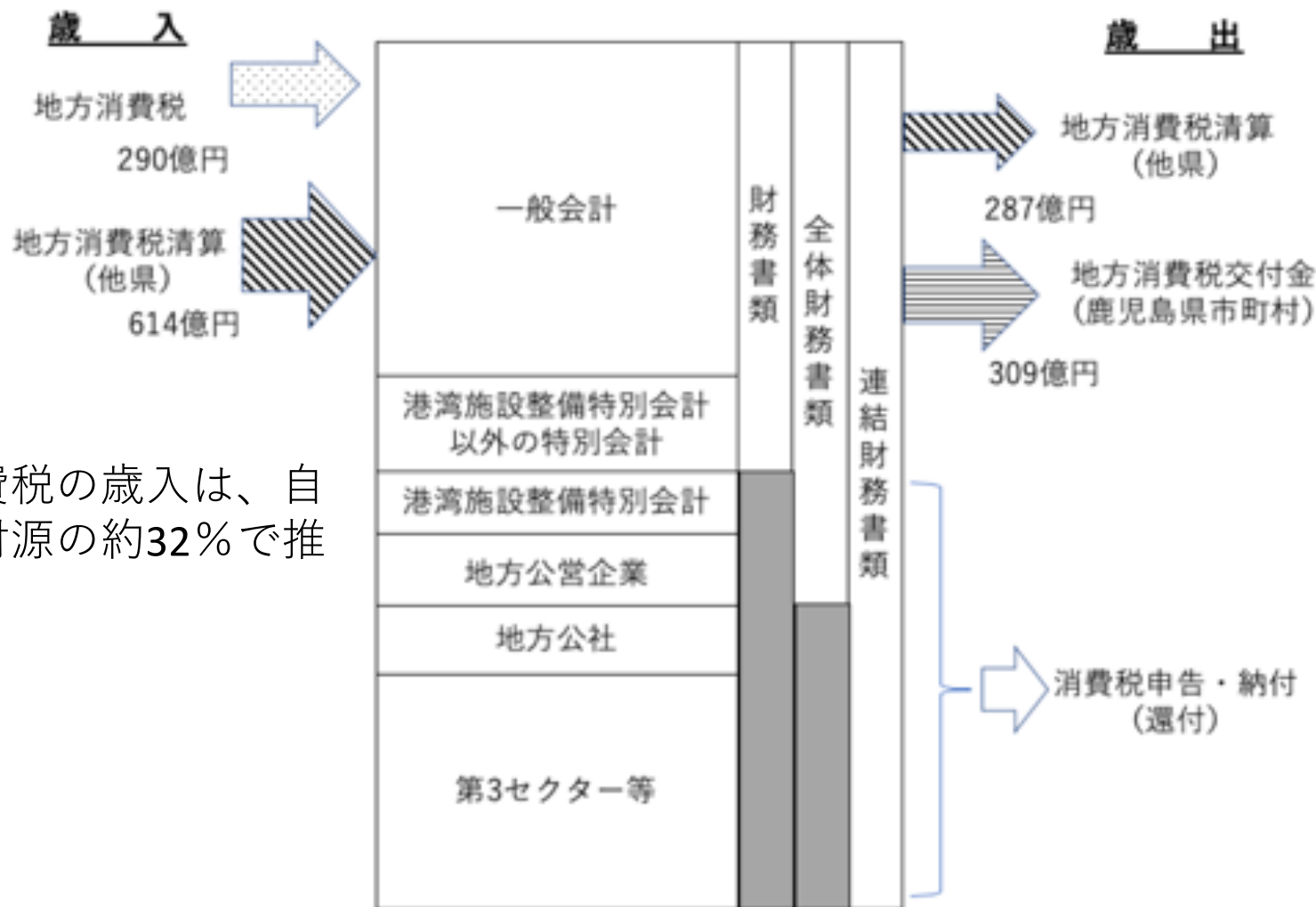
29

消費税改正に対する鹿児島県の影響

- 鹿児島県においても「農業従事者」等、「新規事業者」、「小規模事業者」に与える影響は決して小さくない
- 国の検証結果や措置の状況によっては、県独自の追加施策を検討する局面も想定

3. 鹿児島県と消費税

3.1 鹿児島県と消費税等の関係



- 消費税の歳入は、自主財源の約32%で推移

3. 鹿児島県と消費税

3.1 鹿児島県と消費税等の関係

地方消費税清算金



地方消費税の清算が行われる理由

鹿児島県の消費者が負担する消費税等は、8,000円(うち地方消費税1,700円)

鹿児島県の税務署に納付される消費税等は、2,400円(うち地方消費税510円)のため、製造業者と卸売業者が納付した地方消費税が鹿児島県に帰属するよう清算する必要がある。

3. 鹿児島県と消費税

3.1 鹿児島県と消費税等の関係

地方消費税清算金 清算基準ウェイト

期間	商業統計等 ¹	人口	従業者数
平成27年4月30日まで	75%	12.5%	12.5%
平成29年3月31日まで	75% ²	15%	10.0%
平成30年3月31日まで	75% ³	17.5%	7.5%
平成30年4月1日以降	50% ⁴	50%	

脚注

- 1 「商業統計調査」の小売年間販売額及び「経済センサス-活動調査」のサービス業対個人事業収入額
- 2 「経済センサス-活動調査」のサービス業対個人事業収入額のうち「情報通信業」及び「土地売買業」等を除外
- 3 商業統計の小売年間販売額のうち「通信・カタログ販売」及び「インターネット販売」を除外
- 4 商業統計の小売年間販売額のうち「医療用医薬品小売」、「自動販売機による販売」、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」を除外(ただし、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」については、「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」及び「自動販売機による販売」を除く)
「経済センサス-活動調査」のサービス業対個人事業収入額について、「建物売買業」、「不動産管理業」、「火葬・墓地管理業」、「娯楽に附帯するサービス業」、「社会通信教育」及び「医療・福祉」(社会保険事業団体を除く)を除外

- 清算によって実質的な地方消費税額が決定するため、清算基準の改正状況については、注視する必要

4. 監査の方針及び監査の対象事業

4.2 監査の対象

33

- 一般会計
- 特別会計
- 地方公営企業
- 地方公社及び第3セクター等

4. 監査の方針及び監査の対象事業

4.2 監査の対象

- 一般会計以外の監査対象

Index	監査対象の団体名	1課税	2仕入	3特定
6.1	港湾整備事業特別会計特別会計	課税	個別	適用
6.2	免税事業者の8特別会計	免税		
7.1	病院事業	課税	一括	
7.2	工業用水道事業	課税	全額	適用
8.1	(公財)鹿児島県文化振興財団	課税	一括	
8.2	(一財)鹿児島県環境技術協会	課税	個別	
8.3	(公財)鹿児島県環境整備公社	課税	個別	
8.4	(公財)鹿児島県林業担い手育成基金	課税	一括	
8.5	(公財)鹿児島県民総合保健センター	課税	個別	
8.6	鹿児島県信用保証協会	免税		
8.7	(公社)鹿児島県農業・農村振興協会	免税		
8.8	(公財)鹿児島県地域振興公社	課税	一括	適用
8.9	(一社)鹿児島県種豚改良協会	課税	全額	
8.10	(公社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会	課税	全額	適用
8.11	(公財)鹿児島県建設技術センター	課税	一括	
8.12	鹿児島県住宅供給公社	課税	個別	

- 1 課税・・・「課税事業者」か「免税事業者」か
 課税・・・「課税事業者」
 免税・・・「免税事業者」
- 2 仕入・・・仕入税額控除の方法
 全額・・・「全額控除」
 個別・・・「個別対応方式」
 一括・・・「一括比例配分方式」
- 3 特定・・・仕入税額控除の特例計算の適用対象か
 適用対象団体を「適用」とした

9.外部監査の結果

9.1個別の監査対象

Index	【指摘】	【意見】	内 容
6.1	1		港湾空港課 課税区分の誤りについて
		1	港湾空港課 作成要領の整備の必要性について
	2		鹿児島地域振興局 係船料、港湾施設使用料及び目的外使用料の課税区分誤りについて
	3		港湾空港課及び鹿児島地域振興局 消費税等関係書類の保存期間について
		2	鹿児島地域振興局 徴収資料記載内容の正確性について
		3	鹿児島地域振興局 事務処理要領について
	4	鹿児島地域振興局 集計作業の効率化について	
7.1	4		消費税等関係書類の保存期間について
7.2	5		消費税等関係書類の保存期間について
	5		会計処理変更と消費税課税区分の取り扱いについて
	6		県一般会計との取引における消費税課税区分の検討
	7		令和元年度以降の消費税申告の留意点
8.3	6		消費税等関係書類の保存期間について
	7		課税区分ごとの取引内訳について
	8		消費税の適切な申告体制の持続について
8.4	9		消費税課税区分検討対象の網羅性について
8.7	8		課税売上割合の算定について
	9		鹿児島6次産業化サポートセンター 運営業務事業収益について
	10		農林水産物認証受取手数料の徴収について
	10		消費税の届出・申告の承認について
8.10	11		消費税等関係書類の保存期間について
	12		全国団体等受託事業の課税区分について
	13		特定収入の集計方法について
	14		固定資産の取得に係る仕入税額控除の金額の集計について

- 指摘事項等の内容については、報告書参照

9.外部監査の結果

9.1個別の監査対象

区分	項目	内容
課税区分	諸会費	対価関係の判定が困難なものは「不課税取引」。ただし、役務の提供(出版物の提供等)との間に明白な対価関係があるものは「課税取引」であることに留意する。
課税区分	土地の譲渡・貸付	「非課税取引」(ただし、契約期間が1か月未満の貸付は除く)
課税区分	固定資産税の還付	「不課税取引」 税金関係の還付は「不課税取引」であるが、雑収入等に紛れやすいので留意する。
課税区分	補償補填及び賠償金	対価性のないものは、「不課税取引」。 全額「課税取引」としている事例があった。
課税区分	負担金補助及び交付金	対価性のないものは、「不課税取引」。 全額「課税取引」としている事例があった。
課税区分	法定検査手数料	国等の手数料等に該当し、「非課税取引」。「不課税取引」としている事例があった。
課税区分	通信費	切手の譲渡は「非課税取引」であるが、切手の使用は「課税取引」であることに留意する。

*上記には金額的に僅少であったため、口頭指導事項とした項目も含めている。

課税区分は、「国内取引」を前提として判定している。

9.外部監査の結果

9.1個別の監査対象

区分	項目	内容
課税売上割合	有価証券の譲渡	「非課税売上」であるが、譲渡額5%を分母に算入。譲渡額ではなく、売却益の5%を分母に算入している誤りもあったため、留意する。
仕入税額控除	固定資産	「損益計算書」や「正味財産増減計算書」に記載がないため、検討対象から漏れている事例が発見された。
仕入税額控除等の特例	特定収入の区分	翌年度の職員給与費、一般管理費、公債費の財源に充当される「特定収入」を、「課税仕入れ等に係る特定収入」としていた。「使途不特定の特定収入」とする。
仕入税額控除等の特例	特定収入	本来特定収入には該当しない「特定収入以外の収入(特定支出にのみ使用される収入)」「(人件費等)を含めて算定していた。

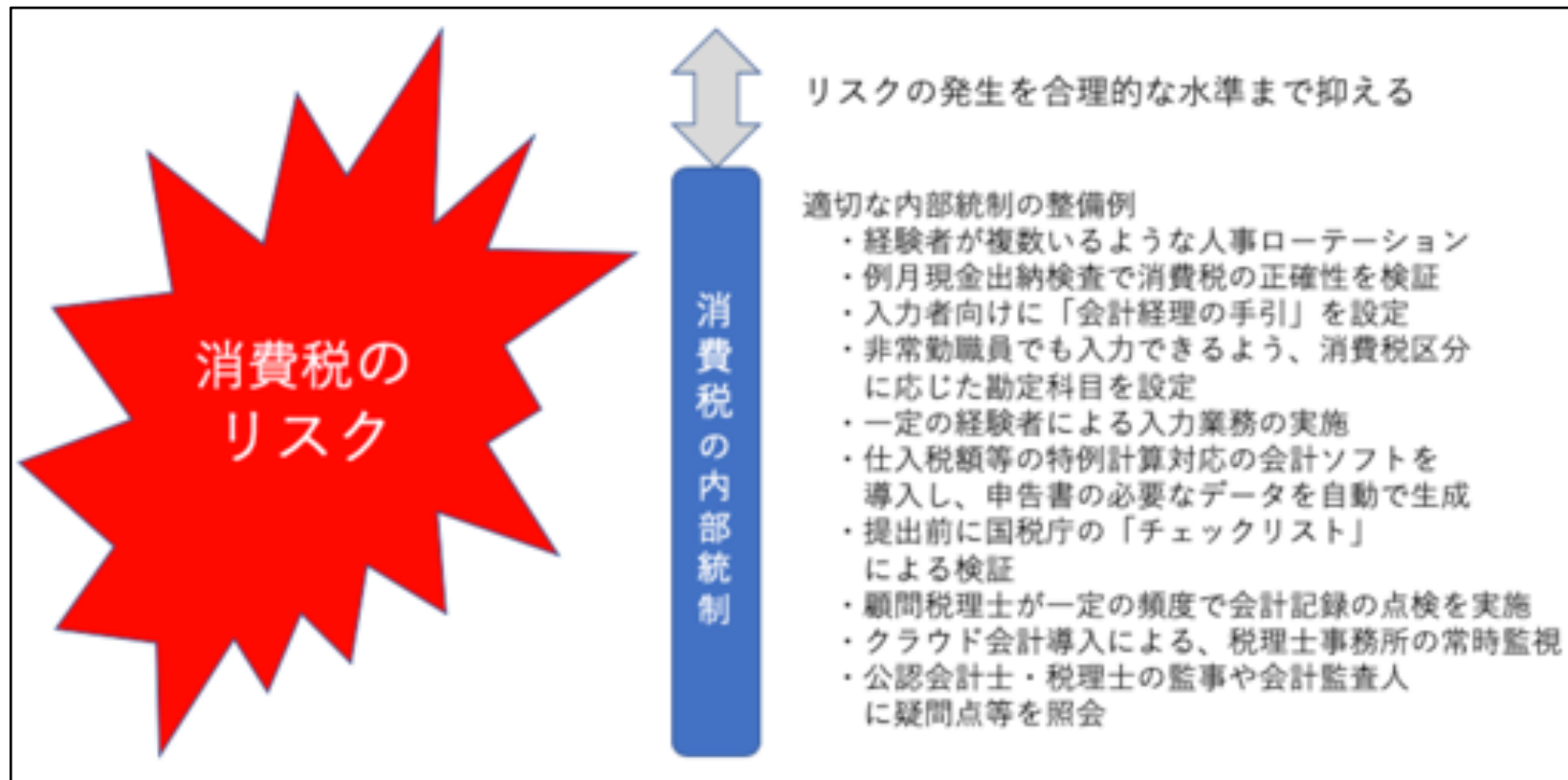
*上記には金額的に僅少であったため、口頭指導事項とした項目も含めている。

課税区分は、「国内取引」を前提として判定している。

9.外部監査の結果

9.2総合監査結果

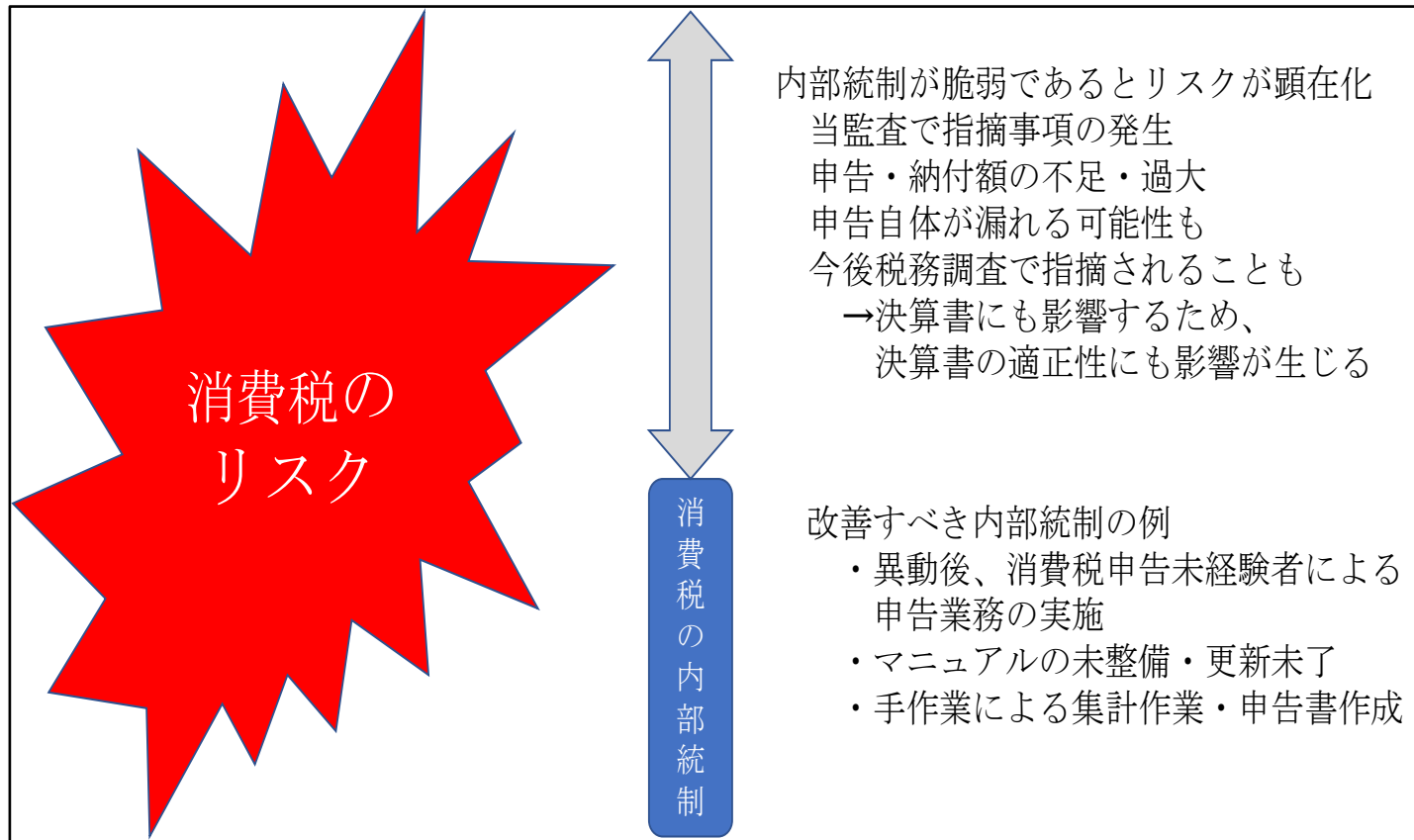
(総合意見1) 内部統制の整備・運用の必要性について



9.外部監査の結果

9.2総合監査結果

(総合意見1) 内部統制の整備・運用の必要性について



消費税関連の内部統制を見直し、リスクの発生を合理的な水準まで抑える

9.外部監査の結果

40

9.2総合監査結果

(総合意見2) モニタリング部門の今後の対応について

- 指摘事項の改善確認だけでなく、監査対象団体がリスクの発生を抑える内部統制が構築されているか確認
- 消費税等関連の誤りが、決算に与える影響が大きい場合、適切な対応

9.外部監査の結果

9.2総合監査結果

41

(総合意見3) 適切な人員の配置について

- 消費税の関連業務については、一定の専門性が要求
- 業務遂行できる環境の構築

9.外部監査の結果

42

9.2総合監査結果

(総合意見4) 県の消費税申告等に対する対応について

- 第3セクター等から照会には、適切な消費税申告のため対応（第3セクター等では判断が困難な事象もある）
- 令和元年10月以降は、「区分記載請求書」に準拠した請求書を提出する
- 請求書について、インボイス制度開始後も適切に対応

9.外部監査の結果

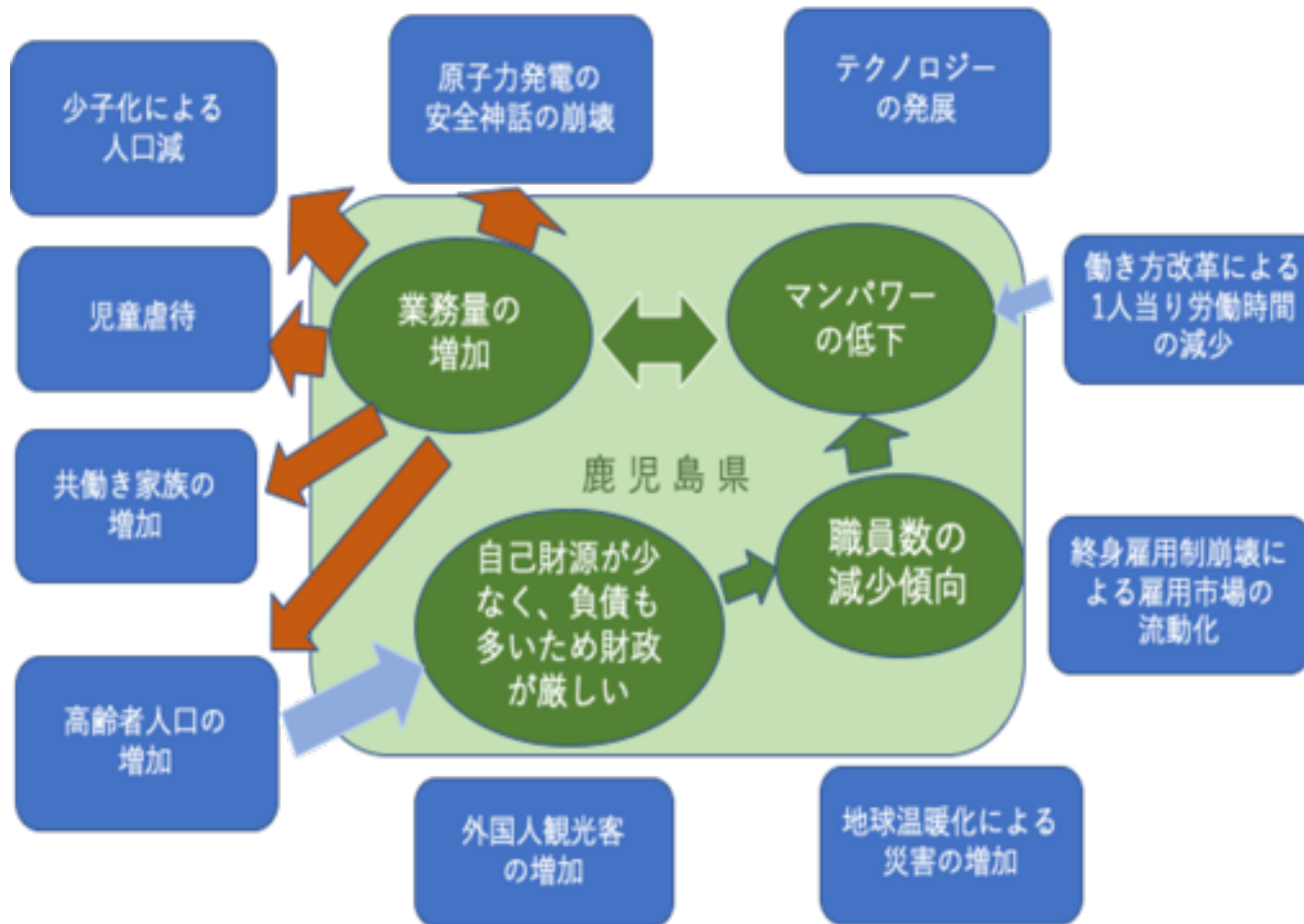
43

9.2総合監査結果

(総合意見5) 帳簿及び請求書等の保管について

- 帳簿及び請求書等の保管について、6事業所等で保管期間が短かった
- 調査実施し、法律等の保管年限で延長される書類について把握し保管

包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見



- 3年間の監査対象先では、明らかにマンパワーが業務量に見合っておらず、事務作業が停滞している事例も確認
- 「テクノロジーの発展」により事務作業の効率化や省力化
- 業務改善を推し進め、事務作業等に従事していた人員を、鹿児島県が直面する課題に対して投入できる環境を構築